

公認会計士・監査審査会の最近のモニタリング活動について

～「令和6年版モニタリングレポート」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課長

芳賀 裕司

はじめに

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、監査や会計の専門家はもとより、市場関係者、学生や社会人など一般の方々に対して、監査事務所(公認会計士事務所又は監査法人)の状況等について分かりやすい形で情報提供するとの観点から、平成28年以降、年次で監査事務所に関する「モニタリングレポート」を公表している。

今般、監査事務所や被監査会社の概況に関するデータを更新したほか、モニタリング活動を通じて入手した最新の情報を追加するなど、審査会の令和5事務年度のモニタリングの成果等を盛り込んだ「令和6年版モニタリングレポート」(以下「本レポート」という。)を取りまとめ、本年7月19日に公表したところである。

本レポートの概要

本レポートは、「Ⅰ. 監査業界の概観」、「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」及び「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」の4部により構成されている。本稿では、各部の主なポイントを紹介するが、紙幅の関係で紹介しきれなかった部分もあり、ぜひ、

審査会ウェブサイトに掲載している本レポート全文(カラー図版)をお読みいただければ幸いである。

(注)「モニタリング」とは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指し、「事務年度」とは、7月から翌年6月までの1年間を指している。

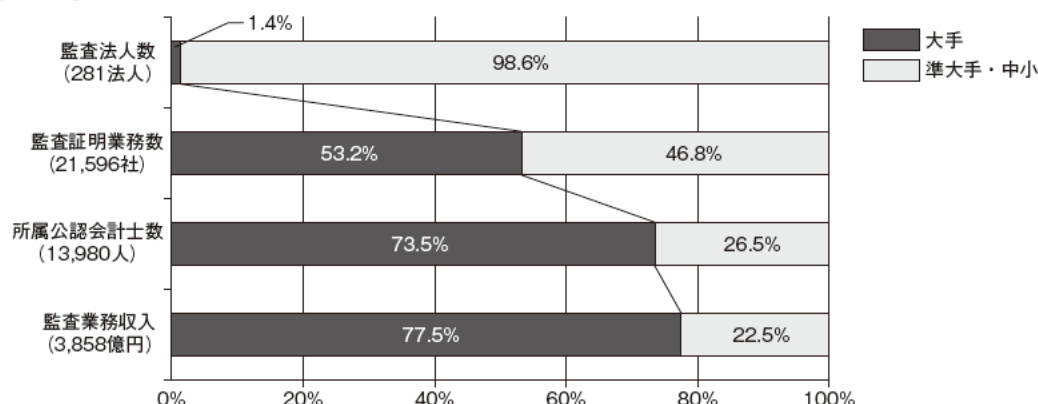
Ⅰ. 監査業界の概観

公認会計士、監査事務所、被監査会社等の状況を記載するなど監査業界の全体像を俯瞰している。

上場会社などに対する金融商品取引法又は会社法に基づく監査については、そのほとんどが5人以上の公認会計士からなる監査法人により行われており、監査証明業務数では約5割、監査業務収入では約8割が大手監査法人へ集中している(図表1参照)。

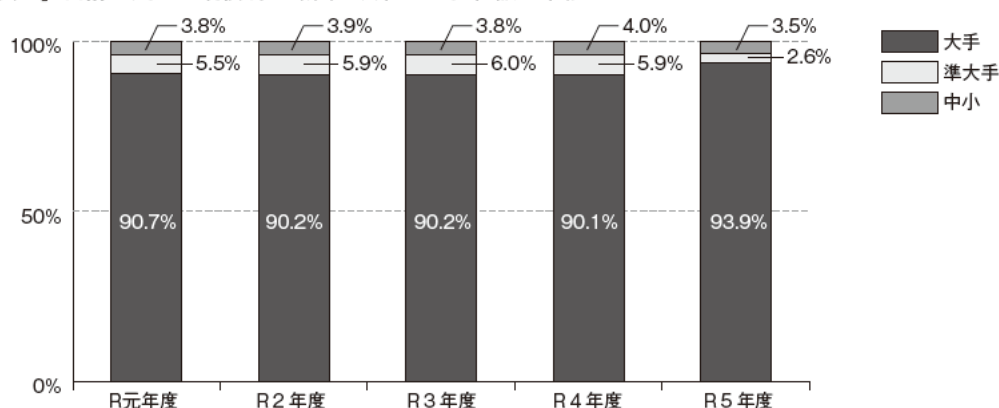
(注)本レポートにおいて大手監査法人とは、有限責任あずさ監査法人、EY新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及びPwC Japan有限責任監査法人をいう。各法人は、いわゆるBig 4(KPMG、EY、Deloitte及びPwC)と呼ばれるグローバルネットワークと提携している。準大手監査法人は、特に断りのない限り、4大監査法人に準ずる規模の仰星監査法人、三優監

【図表 1】 監査法人の分類別シェア (令和4年度)



(資料) 令和4年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計

【図表 2】 会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額の推移



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人をいう。中小規模監査事務所は、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

上場国内会社(3,930社、令和5年度末)の会計監査人を規模別で見ると、上場国内会社の約6割、時価総額ベースでは約9割を大手監査法人が監査している(図表2参照)。これは、時価総額の大きい会社ほど、事業の規模が大きく複雑で国際的なものが多いことから、その監査には多数の監査人員と多様な専門能力等が求められることとなり、大手監査法人以外では対応が困難であるためと考えられる。

大手監査法人の寡占の状況は、米国・英国でも同様であり、主要な上場会社における監査業

務のシェア(会社数ベース)で見ると、日本97%、米国99%、英国91%となっている(図表3参照)。

【図表 3】 日本、米国及び英国での主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア(会社数ベース)

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	97%	99%	91%

(注) 以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出

日本：日経225 米国：S&P500 英国：FTSE350

国際的な品質管理基準である「国際品質マネジメント基準第1号」(ISQM1)等の新設・改訂を踏まえ、監査に関する品質管理基準が改訂され、令和5年7月1日以後開始する事業年度又

は会計期間(公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては令和6年7月1日以後開始する事業年度又は会計期間)に係る財務諸表の監査から適用されている。改訂された監査に関する品質管理基準(以下「改訂基準」という。)では、監査事務所自らが、

- ①品質目標を設定し、
- ②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④不備があれば根本原因分析に基づき改善することなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入された。

また、改訂基準は、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者に対し、少なくとも年一回、基準日を定めて品質管理システムを評価し、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかを結論付けることなどを求めている。

大手監査法人及び一部の準大手監査法人は、グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂基準に基づいて評価項目を追加した品質管理システムを整備・運用している。中小規模監査事務所は、令和5事務年度に実施した報告徴収(77事務所のうち、監査法人である53事務所を対象に集計)によれば、改訂基準について、約半数(45%)が体制・規程等の整備を進めているとしている一方、残りの約半数(55%)では、令和5年6月末時点で具体的な体制整備に着手していないとしている。

(注)本レポートにおいて大規模監査法人とは、直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上となっている監査法人。大手監査法人、仰星監査法人及び太陽有限責任監査法人をいう。

Ⅱ. 審査会によるモニタリング

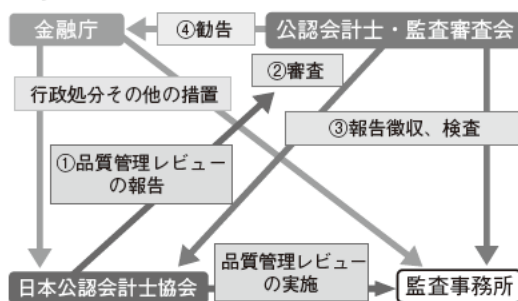
(1) 審査・検査等のスキーム(図表4参照)

審査会は、その必要が認められる場合には、監査事務所や日本公認会計士協会(以下「協会」という。)に対して報告徴収や検査などのモニタリングを実施する。

審査会による審査、報告徴収及び検査の流れは、次のとおりである。

審査会は、①協会から品質管理レビューの状況報告を受け、②協会の品質管理レビューや監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し、③必要があると認める場合には、協会や監査事務所等に対して報告徴収や検査を実施して、④検査等の結果、必要があると認めるときは、金融庁長官に対し行政処分等の勧告を実施する。

【図表4】 審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム



(2) 検査の実施状況(図表5参照)

審査会は、審査及び報告徴収の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ相当と認めるときは、監査事務所等に対して検査を行う。また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

監査事務所の規模により、検査の頻度は異なっている。大手監査法人については、2年に一度検査(通常検査)を実施しており、平成28事務年度からは、通常検査の次事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップ検査を実施

【図表5】直近5年間の検査の実施状況(着手日ベース)(単位：事務所数)

事務年度	R元 (注1)	R2 (注1)	R3 (注1)	R4	R5
大手監査法人	4(2)	4(2)	4(2)	2	2
準大手監査法人	2	2	1	2	2
中小規模監査事務所	3	4	4	5	5
外国監査法人等(注2)	1	0	0	1	0
合計	10(2)	10(2)	9(2)	10	9

(注1)括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載

(注2)外国監査法人等に対しても、適宜、報告徴収及び検査を実施

している。準大手監査法人については、3年に一度検査を実施している。中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

検査で把握した不備は、品質管理態勢の検証を通じて把握した不備と個別監査業務の検証を通じて把握した不備に分類される。

品質管理態勢の検証を通じて把握した不備の特徴は、監査事務所の規模によって異なっており、大手監査法人では、品質管理部門と事業部との十分な連携、改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等が課題となっている。準大手監査法人では、品質管理を担う人員が限られていることや、最高経営責任者を含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や品質管理部門との連携の必要性についての認識に不十分な点がみられる。中小規模監査事務所では、最高経営責任者の品質管理に対する意識が十分でない状況、現行の監査の基準が求める品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同様の不備の発生を防止するために必要となる根本原因分析が十分に行われていない状況などがみられる。

個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴は、監査事務所の規模にかかわらず、会計上の見積りの監査に係る不備が最も多い。次いで、実証手続(分析的実証手続や詳細テストといった、重要な虚偽表示リスクに対し、取引種類、

勘定残高及び注記事項に関して実施する監査手続)の不備が多いほか、不正リスクへの対応に係る不備も引き続きみられる。

検査では、把握した不備の原因についても、監査事務所との対話を通じて分析・共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っている。検査で把握した不備の事例やその原因は、監査事務所検査結果事例集に詳述しているので参照されたい。

(3)総合評価の記載

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書(検査結果通知書)を交付することにより行われる。審査会は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて総合評価を付しており、監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えとともに、被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準を適切に理解できるようにすることを目的として、平成28事務年度に着手した検査から総合評価を検査結果通知書に記載している。なお、監査事務所は、総合評価を含む検査結果通知書の内容等を被監査会社の監査役等へ伝達することが求められている。

総合評価は、①「良好であると認められる(総合評価：1)」、②「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)」、③「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価：3)」、④「良好でない

ものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価：4)」、⑤「著しく不当なものと認められる(総合評価：5)」の5段階に区分している。④と評価した監査事務所に對しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促すとともに、⑤と評価した監査事務所については、金融庁長官に対し行政処分等の勧告を行うこととなる。

(4) 総合評価の状況

直近5年間の検査(令和元事務年度から令和5事務年度までの間に着手し終了した通常検査)における総合評価の分布状況は、図表6のとおりである。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる(総合評価：1)」に該当する監査事務所はなく、監査事務所の業務運営状況に依じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)」以下の区分に分布している。中小規模監査事務所においては、大手監査法人や準大手監査法人と比べて総合評価の低いところが多いが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定しているためである。

(5) 審査会のモニタリングの視点及び目的等

審査会は、モニタリングにおける目的やその

達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を公表している。審査会第7期(令和4年4月～令和7年3月)では、「監査事務所等モニタリング基本方針」(令和4年5月20日公表。以下「基本方針」という。)を策定しており、その概要は以下のとおり。

監査事務所をめぐる環境が急速に変化する中、環境変化を踏まえた効果的・効率的なモニタリングの実施を通じて、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促すとともに、監査事務所における監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保に努める。特に、モニタリングの実施においては、①品質管理システムの円滑な導入に向けた監査事務所における準備・対応状況、導入後における整備・運用状況の確認・検証や、②監査の品質の確保・向上が急務と考えられる中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。

基本方針を踏まえ、「令和6事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、本レポートと併せて公表した。基本計画の概要は以下のとおり。

○モニタリング基本計画(検査以外の基本計画)

①協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、意見交換等を通じて、監査の品質の確保・向上に向けた対応等を協会に促してきているが、品質管理レビューが登録上場会社等監査人の適格性の確認手段として更に重要な役

【図表6】直近5年間の検査における総合評価の状況(単位：事務所数)

区分(総合評価)	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
良好であると認められる(総合評価：1)	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)	4	—	—
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価：3)	—	2	3
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価：4)	—	3	6
著しく不当なものと認められる(総合評価：5)	—	—	7

(資料)令和元事務年度から令和5事務年度の間に検査に着手し終了した監査事務所の総合評価を集計

割を担っていくことに鑑み、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていく。

②報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、定期的に業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し、分析する。中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビュー結果等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収・分析し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すため、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。

報告徴収の実施に当たっては、業務管理態勢の実効性、改訂基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況(大規模監査法人)又は改訂基準等への対応状況(大規模監査法人以外)、改正倫理規則の遵守状況、四半期報告書制度の廃止に伴う実務上の取組・対応状況等を重点項目とする。

③監査事務所に関する情報等の収集・分析等

大手監査法人及び準大手監査法人の最高経営責任者を含む経営層との定期的な対話を通じて、最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、問題認識の共有を図る。中小規模監査事務所との対話についても引き続き実施する。

〇検査基本計画

検査については、監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメントや、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスクや収益認識、会計上の見積りに係る監査の実施状況等を全ての監査事務所に対する共通重点項目とした上で、以下のとおり実施する。

①大手監査法人

原則として毎年検査を実施する(通常検査とフォローアップ検査を交互に実施)。フォローアップ検査では、個別監査業務に対する検証は原則行わず、通常検査での指摘事項に対する改善施

策の運用状況等について検証する(検査に代えて報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある)。

検査では、品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況などに着眼して検証する。

②準大手監査法人

上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、3年ごとに実施していた検査を、令和7事務年度からは2年ごとに実施する。

検査では、最高経営責任者を含む経営層による監査の品質を重視する組織風土の醸成に向けた取組の状況、品質管理部門と監査現場(事業部等)との連携の状況、品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況に着眼して検証する。

③中小規模監査事務所

協会の品質管理レビュー結果等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討し、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることのほか、上場会社等監査人登録制度が導入されたことに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

検査では、法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組のほか、社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識、監査調書の管理(不適切な修正等の防止を含む)の状況などに着眼して検証する。

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

(1)「監査法人のガバナンス・コード」を踏まえた取組

平成29年3月に策定された「監査法人のガバナンス・コード」(以下「ガバナンス・コード」という。)は、公認会計士法の改正(令和4年5月)に伴う関連政府令(令和5年1月公布、4月施行)により、上場会社等の監査を行う監査法人等に対して、ガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制の整備が義務付けられたことから、令和5年3月、中小監査法人等における受入れにも馴染む内容とすることなどを目的に改訂された。なお、体制整備の義務は、令和6年7月1日(大規模監査法人にあっては令和5年7月1日)以降最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用される。

令和6年3月末時点において、大手監査法人及び準大手監査法人の全てと中小監査法人のうち12法人が、ガバナンス・コードの採用を表明している。大手監査法人及び準大手監査法人では、全ての原則を適用しているが、中小監査法人では、全ての原則を適用しているところは少なく、特に原則3と原則5において指針を適用しないとするものがみられる。本レポートでは、原則3及び原則5の適用状況に規模によって差異がみられることから、両原則に対する監査法人の取組状況を分析している。

原則3における独立性を有する第三者(以下「独立第三者」という。)の知見の十分な活用に向けた取組に関し、大手監査法人では、監督・評価機関の会議に独立第三者が参加することを通じて情報提供を行い、意見を受けている例や、公益委員会等の独立機関の内部委員等を通じて独立第三者へ情報提供を行い、意見を受けるほか、最高経営責任者等と定期的に意見交換を行うための機会を設けている例がある。準大手監査法人では、独立第三者に経営執行機関の会議に出席する権限や資料要求の権限を付与するな

ど、必要な情報提供の確保に留意している。中小監査法人では、独立第三者に対して提供する情報の範囲や出席を求める会議の範囲は各法人で異なっており、独立第三者の知見の活用程度にはばらつきがみられる。

原則5における透明性の確保に向けた取組に関し、大手監査法人では、ガバナンス・コードの各原則の適用状況及び監査の品質の向上に向けた取組状況について、「監査品質に関する報告書」等を年次で発行している。準大手監査法人では、組織体制と品質管理の説明を中心とした「監査品質に関する報告書」等を発行しているものの、大手監査法人より記載内容が簡略になっているところが多い。中小監査法人では、ガバナンス・コードの採用を表明している12法人のうち9法人が「監査品質に関する報告書」等を発行しているものの、準大手監査法人より記載内容が簡略になっている。

(2) 監査におけるITの活用とサイバーセキュリティに関する取組状況

(ア) 監査業務におけるIT化の進展

大手監査法人や準大手監査法人では、所属するグローバルネットワークと共同で又は独自に、ITを活用した監査手法の導入や開発を進めていることから、監査事務所がどのように監査手法を変化させてきているか、近年の方向性を紹介する。

① 監査ツールの共通化

グローバルネットワークに所属する監査法人は、グローバルネットワークが提供する監査ツールを使用しており、監査調書の作成等のほか、被監査会社とのデータ・資料の授受を安全に実施する機能などが監査ツールに含まれている。また、研究開発・運用をグローバルネットワークが一括して行うことで、IT投資の効率

化を図っている。

②作業の自動化

データ抽出から分析までをワンストップで行う監査支援ツールの導入により、監査調書のドラフト作成等の自動化が進められている。

③データアナリティクスの高度化・広範化

監査支援ツールの機能向上が図られ、被監査会社の全会計データを活用した分析が可能となっている。この分析結果は、監査計画の立案時におけるリスク評価に使用しているが、監査意見の形成に至る全ての監査プロセスで利用することが見込まれる。また、AIの進展により、非財務情報を用いた将来不正予測ツールや膨大な会計記録の中から不正会計につながる異常な取引等を発見する手法も開発・導入されつつある。

④事後的な監査からリアルタイム監査へ

監査業務の繁忙期への集中を避けるとともに、よりリスク感度が高く不正の早期発見が可能な監査の実現のため、被監査会社の取引等を日々分析する監査手法(リアルタイム監査)の導入が検討されている。

監査業務でのITの活用については、膨大なデータを有する大会社を監査する大手監査法人において取組が先行しており、大手監査法人及び準大手監査法人ほどではないものの、中小監査法人においても、監査調書の電子化等が進められている。

(イ)サイバーセキュリティに関する取組状況

サイバー攻撃による情報漏えい等のリスクが高まっている状況を踏まえ、審査会では、監査事務所に対するモニタリングの中でサイバーセキュリティに対する取組状況を確認しており、大手監査法人及び一部の準大手監査法人においては、サイバーセキュリティ対応部門の設置、コンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)の整備等、共通の取組がみられる。

(3)会社の海外展開への対応

(ア)グループ監査の状況

多くの会社が海外に子会社等を設立し、海外法人に対するM&Aも増加する中、海外子会社の管理態勢の構築、複雑な経済取引の検討、会計基準の差異の対応等、会社が対応すべき課題は多く、重大な会計不正が海外子会社で発生する事例も多くみられる。そのため、グループ監査の重要性は一層増しており、監査事務所でも対応の強化を図っている。

(イ)グローバルネットワークとの提携の状況

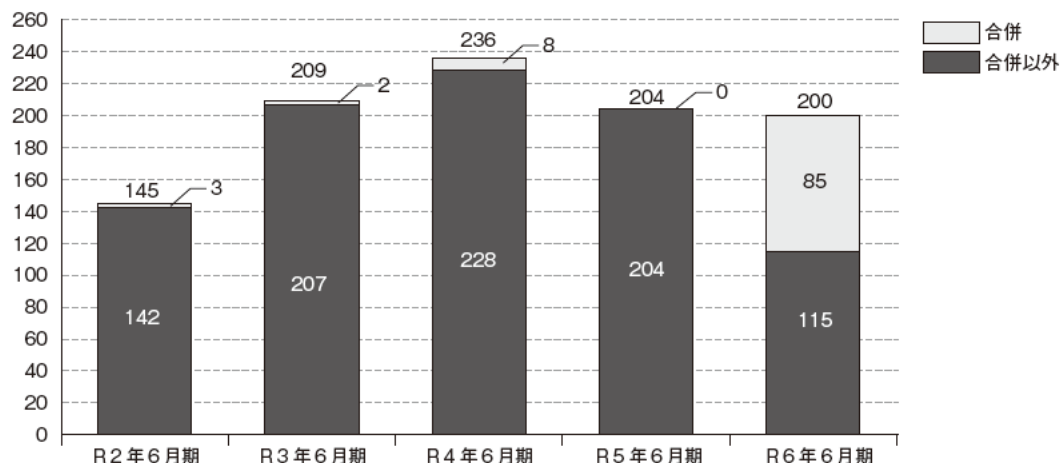
大手監査法人、準大手監査法人及び一部の中規模監査事務所は、海外展開を進める被監査会社のグループ監査を円滑に実施するため、また、監査マニュアル等のノウハウを利用するため、メンバーファーム契約等を締結し、グローバルネットワークに所属している。ただ、グループ監査が必要となる中規模監査事務所の全てが、グローバルネットワークに所属しているわけではない。

(4)会計監査人の異動

上場国内会社の会計監査人の異動状況をみると、令和6年6月期(令和5年7月から令和6年6月まで)は200件となった。このうち、監査法人の合併による変更は85件であり、合併を除いた異動件数は、令和4年6月期をピークに減少傾向がみられる(図表7参照)。

会計監査人の異動状況(監査法人の合併を除く)を監査法人の規模別増減でみると、令和6年6月期の件数は減少したものの、大手監査法人から準大手監査法人又は中規模監査事務所へ変更する傾向が続いている(図表8参照)。このような動きは、大手監査法人を主とした監査報酬、監査リスク、業務遂行に必要な人員等を考慮した監査契約継続の検討や、被監査会社による継続監査期間の長期化や監査報酬の相当性

【図表7】 監査事務所を変更した上場国内会社数の推移 (単位：件)



(資料) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

【図表8】 監査事務所の規模別の総増減の状況 (単位：件)

異動形態	R5年6月期	R6年6月期	増減
大手 → 大手	17	12	▲5
→ 準大手	26	10	▲16
→ 中小	85	40	▲45
準大手 → 大手	0	5	5
→ 準大手	1	0	▲1
→ 中小	17	11	▲6
中小 → 大手	5	4	▲1
→ 準大手	4	2	▲2
→ 中小	49	31	▲18
合計	204	115	▲89

(注1) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

(注2) 上表の数値には、監査法人の合併による異動は含まれていない

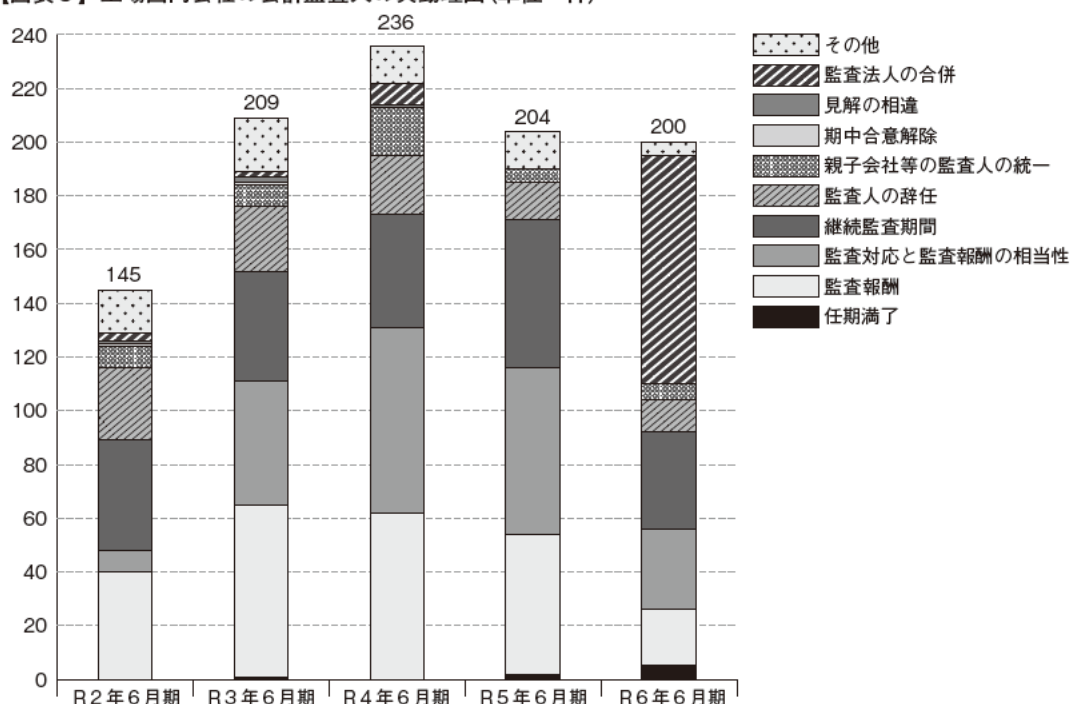
を考慮した会計監査人の選定が、一巡したことによるものと考えられる。

上場国内会社は、会計監査人が異動する場合、その旨を直ちに開示しなければならないが、異動を行うこととした実質的な理由やその経緯を具体的に開示することが求められている。

開示された異動理由をみると、監査報酬の増額提示や、事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を理由とするケース、現任監査人の継続監査期間の長期化を考慮して他の監査法人と比較検討した結果、異動に至ったとするケースが多く、令和6年6月期においても同様の理由の記載が多い(図表9参照)。

会計監査人の異動前後における監査報酬の状況をみると、より規模の大きい監査事務所への異動の場合には、監査報酬は増加するケースが多い。同規模の監査事務所への異動の場合には、約4割のケース(66件中27件)で監査報酬が増加しているが、約4割のケース(66件中29件)で監査報酬が減少している。より規模の小さい監査事務所への異動の場合には、約8割のケース(126件中99件)で監査報酬が減少しており、特に、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動でみると、約9割のケース(85件中74件)で監査報酬が減少している。

【図表9】上場国内会社の会計監査人の異動理由(単位:件)



(資料)各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応

(1) 中小規模監査事務所をめぐる動向

令和4年5月の公認会計士法の改正により、「上場会社等監査人登録制度」が導入された。上場会社の監査を行う監査法人等の登録は、令和5年4月1日以後、協会の「上場会社等監査人登録審査会」で行われており、登録上場会社等監査人に対しては、情報開示等の体制整備が求められることとなった。

協会は、①上場会社等監査人登録制度の導入に伴う品質管理レビューを通じた適格性の確認、②中小規模監査事務所の情報開示の充実、及び③中小規模監査事務所の基盤強化の支援という三つの観点から、中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化へ対応している。

(2) 会計監査に関する最近の動向

令和5年11月に「金融商品取引法等の一部

を改正する法律」が成立し、四半期報告書制度が廃止され、有価証券報告書提出会社に対し半期報告書の提出が求められることとなった。東京証券取引所は、同月、会計監査人による第1・第3四半期レビューは特定の場合にのみ義務とする「四半期開示の見直しに関する実務指針」を取りまとめ、令和6年3月、有価証券上場規程等を改正した。企業会計審議会は、同月、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」を公表し、適正性に関する結論の表明の形式に加えて、準拠性に関する結論の表明の形式等を導入することとし、協会は、期中財務諸表に対するレビューの実務指針等を公表している。

(3) サステナビリティの開示及び保証の動向

令和5年1月に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、令和5

年3月31日以後終了する事業年度の有価証券報告書等の「事業の状況」の中に「サステナビリティに関する考え方及び取組」という記載欄が新設され、会社は、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」並びに「指標及び目標」の記載のほか、人的資本の開示として、人材育成に関する方針と社内環境整備に関する方針、当該方針に関する指標の内容等の記載が求められた。

開示基準の検討については、国際的には、国際サステナビリティ基準審議会が「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」等を公表しており、令和6年1月以降に開始する事業年度から適用するとされている。国内では、サステナビリティ基準委員会が「サステナビリティ開示の適用(案)」等を公表しており、令和7年3月末までに確定基準を公表する目標を示している。

サステナビリティ情報の保証については、欧州や米国等では、具体的な時期と共に限定的保証を導入、合理的保証に移行する方向性が示されているほか、保証に関する基準の開発も進んでいる。国内では、金融審議会の下に設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が議論を開始している。

保証に関する監査法人の対応をみると、大手監査法人は、監査法人自体、あるいはグループ会社が、サステナビリティ情報に関するアドバイザリー業務や任意の保証業務を行っているほか、保証業務の推進に向けた部署を設置している。大手監査法人以外では、プロジェクト・チームを設定して情報収集や法人内研修を行っているところもあるが、取組の度合いはまちまちである。